役員及び評議員旅費規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人八商学園(以下、「法人」という。)の役員及び評議員の報酬等に関する規程第6条に基づき、役員(ただし、いずれも学校法人八商学園の職員の身分を有する者を除く。以下同じ。)の旅費に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において役員とは、理事及び監事のことをいう。

(費用)

第3条 役員が、外部研修会等に出席したときの交通費は、会議に出席した都度実費を支給する。

(その他の費用)

- 第4条 役員及び評議員が、その職務を執行するために要した出張旅費等のその他の費用 は、別表1を適用する。
 - 2 その他の費用の支払いは、現金もしくは振込による支払とする。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、理事会の議決により行う。

附則

この規程は、理事会の承認(令和7年5月30日)を受けて、令和7年6月1日から施行する。

[その他の費用]

別表第1 (交通費)

	交通費の区分	旅費額
1	鉄道賃	旅客運賃、特急料金
2	船賃	特等料金
3	航空賃	実費
4	車賃	実費

(宿泊費)

宿泊の区分		宿泊料
1	指定された宿泊所(研修会場等)へ宿泊	実費 (食事代含む)
	する場合	
2	宿泊所以外(知人・親戚宅等)へ宿泊す	3,000円(食事代含む)
	る 場合	
上記①、②以外の宿泊所へ宿泊する場合		15,000円(食事代含む)以内
		但し、宿泊所が目的地近隣に
		ない場合で、前記金額を上回
		る場合実費精算とする。